ロ　対策費総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一を超え、かつ、患畜等と殺等費用の額が当該標準税収入の二分の一に相当する額に満たない場合　(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　焼却等費用及び補てん等費用の合計額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額から患畜等と殺等費用の額を減じて得た額に相当する部分につきイの規定の例により算定した額

(2)　焼却等費用及び補てん等費用の合計額のうち対策費総額から当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額を減じて得た額に相当する部分の全額

ハ　患畜等と殺等費用の額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額を超える場合　焼却等費用及び補てん等費用の合計額の全額

六　法第六条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち第一条第二項の評価人の手当及び旅費の全額

七　農林水産大臣が法第八条第二項の規定に基づき法第六条第二項の規定による措置を自ら実施した場合における同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用の全額

附則第二条に次の一項を加える。

4　都道府県が法第十九条に規定する費用並びに法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する第一条第三項の規定により支払われる費用を支弁する場合における当該都道府県が支弁する費用についての第三条の規定の適用については、同条中「法第十九条」とあるのは「法第十九条（法附則第四条第二項及び附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「損失の補償を実施するために要する費用」とあるのは「損失の補償を実施するために要する費用並びに法附則第四条第一項及び附則第二条第二項において読み替えて準用する第一条第三項の規定により支払われる費用」とする。

附則第四条中「法第六条」の下に「及び第十九条」を加え、「及び第二条」を「から第三条まで」に改める。

附則第五条第一項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三条及び附則第二条第四項の規定は、平成二十二年六月四日から適用する。

農林水産大臣　山田　正彦
内閣総理大臣　菅　直人

告　示

○農林水産省告示第九百三十五号

口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月四日付けをもって農林水産大臣が指定する地域を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

口蹄疫対策特別措置法第四条第一項の農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域は、次のとおりとする。

宮崎県全域

○農林水産省告示第九百三十六号

口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月四日付けをもって農林水産大臣が指定する地域を次のように定めたので、同条第五項において準用する同法第四条第七項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

口蹄疫対策特別措置法第五条第一項の農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援を行う必要がある地域として指定する地域は、次のとおりとする。

一　宮崎県宮崎市の区域のうち、佐土原町下田島、佐土原町下冨田、佐土原町伊倉、佐土原町松小路、佐土原町石崎一丁目、佐土原町石崎二丁目、佐土原町石崎三丁目、佐土原町上田島、佐土原町下那珂、佐土原町東上那珂（弓ヶ谷及び後迫を除く。）、佐土原町西上那珂（河内、小丸、真米、山田、山ノ口、上ノ迫、長園原、下相作、待居廻、中畑、南河内、松ヶ迫及び元屋敷を除く。）、大字島之内（日下、森田、内ノ丸、杁山、野中、城川、橲、苅溝、成尾、岩瀬、久保田、堀内、松ヶ崎、不動坊、下之薗、新川、古川、拂崎、北山及び前田に限る。）及び大字広原（野田、堀田、前原、稲荷出、志戸前、弐俣迫、三枝、塚森、上大迫、北薗及び宗源寺に限る。）の区域

二　宮崎県日向市の区域のうち、大字幸脇、美々津町（五反丸、永田、新宅、前ノ原、丸山、下福原、上福原、田久保、前田、竹の内、宮の下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、落鹿、上百町原、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、橋ノ本、浜山、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、堂面木、笹尾、高鳥、石神、田の原、川尻、南石並、北石並、新町、崎田町、下町、立岩通、中町、上町、中島、上別府、中別府、西別府、沖別府、黒岩、房ノ下、本行房、上ノ瀬、風原、九日田、天神原、天神面、原口、腰越、美山ヶ辻、大丸、田代ケ原、鶴田、余瀬、関渡、赤落、深田、南谷、北谷、井手口及びナカハルに限る。）、東郷町山陰甲（向原、寺迫、山ノ口、日平、落鹿、庭田及び長崎に限る。）、東郷町山陰乙（日田尾、鵜戸木、松ノ下、横瀬、上ノ原、久保畑、迫田、下ノ原、崎山、日ノ平、藤ノ木、鳥川、竹ノ本、太田、広瀬及び宮ヶ原に限る。）、東郷町山陰丁（山下、幸崎及び毛牛草山に限る。）、東郷町下三ヶ（松尾、神陰及び葛籠内に限る。）、坪谷（桑木内及び大内に限る。）、大字塩見（字高畑に限る。）及び大字平岩（カニベエ、山ノ田、迫ノ木戸、木ノ谷、有水、下ノ堀、中野、コウ地、秋留、ウド山、恵良ノ田、山ヶ田、ジテン、橋ノ口、北前田、南前田、岩淵、赤岩、スルギ、南見鳥、深田、清水の元、坂の下、ナガツベ、馬込奥、馬込、馬込南畑及び土々呂毛を除く。）の区域

三　宮崎県西都市の区域のうち、聖陵町一丁目、聖陵町二丁目、御舟町一丁目、御舟町二丁目、桜川町一丁目、桜川町二丁目、水流崎町、中央町一丁目、中央町二丁目、有吉町一丁目、有吉町二丁目、有吉町三丁目、妻町一丁目、妻町二丁目、妻町三丁目、白馬町、上町一丁目、上町二丁目、中妻一丁目、中妻二丁目、旭一丁目、旭二丁目、下妻、右松一丁目、右松二丁目、右松三丁目、右松四丁目、右松五丁目、小野崎一丁目、小野崎二丁目、新町一丁目、新町二丁目、大字妻、大字岡富、大字黒生野、大字現王島、大字清水、大字都於郡町、大字銀鏡、大字八重、大字中尾、大字尾八重、大字茶臼原、大字穂北、大字右松、大字調殿、大字南方、大字三宅、大字童子丸、大字鹿野田、大字三納（字宮田、字松本、字羽子田、字松本原、字甚助原、字大廻、字芦町、字田中、字前田、字笠原、字西久保、字笠原川原、字今別府、字下島鶴、字片山、字弓立田、字臼坪、字新田、字湯無田、字尾曲、字諸熊、字永野大原、字永野原、字岸見廻、字堂園、字永野、字二反田、字松廻、字榎木迫、字岩穴ヶ廻、字柿木廻、字大山田、字池内、字水喰、字住吉廻、字上島鶴、字草坪、字鴨目、字下寺廻、字札立、字中川原、字下川原、字鶴田、字久保田、字大明神原、字廻村、字松下、字外園、字神田、字野原田、字堤下、字小坂元、字曲渕、字川上、字門田前、字竹ノ内、字田良木、字長谷畑、字高三納、字鳶野、字境田、字前廻、字苅払、字黒牟田、字笹川、字榎町、字眞萢崎、字岩戸牟田、字眞米、字大鳥、字和泉、字高三納下、字戎田、字九月田、字白山廻、字樫木廻、字上寺廻、字赤目、字赤目川原、字後町、字盛、字長谷場、字長谷場原、字野久尾原、字法蓮寺、字弓場元、字下鶴之寺、字北町、字北町外川原、字赤目外川原、字上川原、字才脇、字羽付原、字鎌廻、字買地廻、字野間口、字八反ヶ丸、字岩下、字下摩戸、字上的、字堀切、字青山、字田中、字古野、字古野下川原、字向井町村、字向井下町、字九流水中川原、字下九流水、字上吉田、字粟野下、字吉田、字上向井町、字下木屋ノ内、字野嶽、字上木屋ノ内、字上鶴ノ寺、字杉ノ元、字平城、字麓、字山神川原、字浦田、字上浦田、字長園原、字内之野、字釘野、字坊屋舗、字下城下、字下屋舗、字獅子堀、字井上、字師匠田、字丸山、字草牟田、字万立、字上原、字払谷、字川久保及び字尾田所に限る。）、大字平郡（字宮ノ下、字天神免、